

日程第 4．議案第 22 号 平成 28 年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算

○議長 宮城清政君 日程第 4．議案第 22 号 平成 28 年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。

○副町長 国吉真章君 議案第 22 号 平成 28 年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算
平成 28 年度南風原町の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算）第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億 3,977 万 8,000 円と定める。2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。（一時借入金）第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、5,000 万円と定める。（歳出予算の流用）第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める（1）各項に計上された予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 議案第 22 号 平成 28 年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算について概要を説明いたします。まず 2 ページでございます。第 1 表歳入歳出予算について、平成 28 年度の予算総額は、2 億 3,977 万 8,000 円で、前年度に比べ 1,019 万 9,000 円（4.4 パーセント）の増となっております。同会計の主な内容は、被保険者から徴収しました後期高齢者医療保険料を後期高齢者医療広域連合へ納めるための負担金を計上しております。

歳入について 7 ページよりご説明いたします。7 ページ。1 款 1 項 1 目 1 節. 現年分特別徴収保険料は、8,013 万 4,000 円の計上で、平成 27 年度 9 月時点で後期高齢者医療広域連合が算出した町の保険料調定額（特別徴収と普通徴収の総額）に平成 27 年 10 月時点の町の特別徴収調定率 46.17 パーセントと徴収率 100 パーセントを乗じております。被保険者総数が 91 人（2,626 人から 2,717 人）増え、基準所得額等の増により前年度から 298 万 6,000 円の増となっております。次の行に平成 28 年度と平成 27 年度の数値を記入しておりますのでご確認ください。1 款 2 目 1 節. 現年分普通徴収保険料は 9,314 万 8,000 円の計上で、平成 27 年 9 月時点で後期高齢者医療広域連合が算出した町の保険料調定額（特別徴収と普通徴収の総額）に平成 27 年 10 月時点の町の普通徴収調定率 53.83 パーセントと徴収率 99.7 パーセント（過去 3 カ年の平均値）を乗じております。被保険者総数が 91 人増えたことによります基準所得額の増、それから徴収率の増等により前年度から 864 万 8,000 円の増となっております。

9 ページをお願いします。3 款 1 項 1 目．一般会計繰入金 144 万 4,000 円の減は、後期高齢者保険料保険基盤安定負担金（保険料軽減分）が軽減額の増により 58 万 6,000 円増はあるものの、給料等の減により事務費繰入金が 203 万円減になったことによるものです。

引き続き、歳出についてご説明いたします。15 ページ。1 款 1 項 1 目．一般管理費 190 万 6,000 円の減は、人事異動による職員給料等の減によるものです。

17 ページ。2 款 1 項 1 目．後期高齢者医療広域連合納付金 1,222 万円の増は、歳入の 7 ページでご説明しました特別徴収保険料 298 万 6,000 円の増、それから普通徴収保険料の 864 万 8,000 円の増、歳入 9 ページの後期高齢者保険料保険基盤安定負担金（保険料軽減分）58 万 6,000 円が増になったことによるものでございます。以上が、平成 28 年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算の概要でございます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 22 号 平成 28 年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算については、総務民生常任委員会に付託します。